

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年12月24日
【会社名】	アトラグループ株式会社
【英訳名】	Artra Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 久世 博之
【本店の所在の場所】	大阪市西区立売堀四丁目 6 番 9 号
【電話番号】	06-6533-7622 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 田中 克典
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区立売堀四丁目 6 番 9 号
【電話番号】	06-6533-7622 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 田中 克典
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 6,000,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 771,000,000円
【安定操作に関する事項】	(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月19日に提出した有価証券届出書の記載事項の一部を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)
(2) 新株予約権の内容等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	(前略)
	4 行使価額の下限：当初102円(2025年12月19日開催の取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所の終値に対して60%を乗じた金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。以下、「下限行使価額」という。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。)
	5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は5,000,000株、割当株式数は100株で確定している。
	6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)： <u>460,000,000円</u> (但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(後略)

(訂正後)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	(前略)
	4 行使価額の下限：当初102円(2025年12月19日開催の取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所の終値に対して60%を乗じた金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。以下、「下限行使価額」という。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。)
	5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は5,000,000株、割当株式数は100株で確定している。
	6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)： <u>510,000,000円</u> (但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(後略)